鮭川村停電時防災照明灯設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震・風水害その他の災害により、住宅内において停電が発生した際、暗闇を回避し、安全・安心に過ごすことのできる明かりを一時的に確保するため、蛍光灯・白熱灯等、既設の照明器具から自動で非常点灯する機能を有する照明器具に更新、設置した者に対して、鮭川村補助金等の適正化に関する規則（昭和４７年規則第５号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する照明器具等（以下「補助対象器具」という。）を購入する事業及び購入し、設置工事を伴う事業とする。

（１）未使用な新品であるもの

（２）屋内に固定して使用するもの（コンセント式、電池式などの容易に持ち運ぶことができるものは除く。）

（３）家庭に設置する照明器具であるもの（ランプ単体及びランプ別売りの照明器具は除く。）

（４）蛍光灯、白熱灯等の既設の照明器具から自動で非常点灯する機能を有する照明器具に買替えを目的として購入、または設置したもの。

（５）毎年２月２８日までに販売店で購入、または設置したもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する

者とする。

（１）申請日時点において村内に住所を有し、自らが居住する村内の住宅の既存の蛍光灯、白熱灯等の照明器具を自動で非常点灯する機能を有する照明器具に買い替え、設置した者。なお、設置する住宅が自らの所有でない場合は、住宅の所有者から設置の同意が得られている者であること。

（２）村税等（各種保険料・使用料を含む）に滞納がない世帯。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業

に係る購入費及び設置工事費とし、交換に伴う安定器等の取外し、送料、その他照

明器具を設置するために付随する機器等の購入費を含まない。

２　前項により算出した補助対象経費が５，０００円に満たない場合は、補助対象としない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に５分の４を乗じて得た額（当該額に千円未

満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助の限度額は、

５０，０００円とする。

２　補助金の交付は、１世帯につき１台までとする。

（補助金交付の申請）

第６条　申請者は、令和８年３月２日までの間に、鮭川村停電時防災照明灯設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（１）補助対象経費に係る領収書又はレシート（以下「領収書等」という。）の写し等で、次に掲げる事項が全て記載されているもの。

ア　購入日及び設置工事日（設置工事を伴わない場合は購入日のみ）

イ　購入した販売店・設置した事業所の名称

ウ　購入製品の名称又は型番（カタログ又は取扱説明書の写し）

エ　補助対象経費の額（設置工事を伴わない場合は購入費のみ）

（２）買替えを証明するための対象器具設置前後の状況がわかるカラー写真

（３）口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

（４）その他村長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第７条　村長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付を決定するとともに、その額を確定し、鮭川村停電時防災照明灯設置費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　村長は、前項の規定により補助金交付の決定する場合において、申請者に対して次の条件を付することができる。

（１）補助金交付規則及びこの要綱を遵守すること。

（２）補助金交付の対象となった照明器具等を他人に転売、譲渡、又は目的に反して使用しないこと。

（３）村長が行う調査又は資料の提出の求めに対し、誠意を持って応じること。

（補助金の交付）

第８条　村長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（１）虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（２）第７条の規定による交付決定の日において、第３条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、村長が補助金の交付が不適当であると認める事情があるとき。

（補助金の返還）

第１０条　村長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

（財産処分の制限）

第１１条　補助金の交付を受けて取得・設置した照明器具等は、法令等の規定に基づき適正に管理し、補助金交付申請日から起算して１年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。

（その他）

第１２条 　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第1号（第６条関係）

　　　年　　月　　日

鮭　川　村　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　年　　月　　日（　　歳）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

鮭川村停電時防災照明灯設置費補助金交付申請書兼実績報告書

　鮭川村停電時防災照明灯設置費補助金交付要綱の規定により、下記事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付申請額 | 円 | ※補助対象経費の4/5、上限50,000円  （1,000円未満切り捨て） | |
| 購入機器 | メーカー | 機種  型番 | |
| 購入年月日 | 年　　月　　日 | 購入金額  (補助対象経費) | 円 |
| 添付書類等 | □ 購入した照明器具等の領収書の写し  （申請者名・品名・事業者名・日付入り）  □ 購入した照明器具等のカタログまたは取扱説明書の写し  □ 請求書（振込先口座の預金通帳見開きページの写しを添付）  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |

|  |
| --- |
| 【同意及び確認事項】  １．申請者の住民基本台帳を確認すること。  ２．要綱第３条に基づき、調査をすること。  ３．私は、暴力団員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でありません。  本補助金の交付申請にあたり、上記について同意及び確認します。  　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　氏名（自署） |

様式第２号（第７条関係）

番号第　　　　　号

年　　月　　日

　申請者　　様

鮭　川　村　長

鮭川村停電時防災照明灯設置費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年　　月　　日付で申請の鮭川村停電時防災照明灯設置費補助金については、鮭川村補助金等交付規則第７条の規定により、次の条件を付して交付決定し、下記のとおり額を確定する。

記

　　１．補助金交付決定額及び額の確定額　　　金　　　　　　　　円

２．付帯事項

（１）申請事業の他に流用しないこと。

（２）経理内容を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理保管しておくこと。

（３）補助金の交付を受けて取得した照明器具等は、法令等の規定に基づき適正に管理し、補助金交付申請日から起算して１年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。